

学校において予防すべき感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法施行規則第18・19条により、児童が感染症にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延・流行を防ぐために、出席停止の措置をとることになっています。お子さまが学校感染症と医師より診断された場合は、ご家庭でゆっくり休養させてください。なお、医師より登校の許可がございましたら、連絡帳または電話でご連絡の上、登校してください。

■学校において予防すべき感染症の分類

	疾患名	出席停止期間
	第一種	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後、2日間を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症*	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

*病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。

■第一種の感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マーサブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザであってその血清型が H5N1 であるものに限る)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

■第二種の感染症

それぞれ出席停止期間が決められていて、通常はこれに従ってお休みします。この期間を過ぎれば、本人の病気も回復していますし、感染力も弱くなっているか、なくなっているとみなしています。

■第三種の感染症

第二種と同じような取り扱いです。

「その他の感染症」は、ケースバイケースで学校医などが判断することになっています。一部については混乱をさけるために決めてあるものもあります。(以下は文部科学省の例示です。)

《条件によっては出席停止が必要なもの》

- * 溶連菌感染症：適切な抗菌薬による治療開始後 2 4 時間以上たち、全身状態がよければ登校可能。
- * ウイルス性肝炎：A 型肝炎は肝機能が正常化すれば登校可能。B・C 型肝炎の無症状者は登校可能。
- * 伝染性紅斑：発疹期には感染力がないので登校可能。
- * 手足口病・ヘルパンギーナ：症状が安定していれば登校可能。
- * マイコプラズマ感染症：症状が改善し、全身症状がよければ登校可能。
- * 流行性嘔吐下痢症：症状が回復し、全身症状がよければ登校可能。

《通常、出席停止が必要でないもの》

- * 頭ジラミ
- * 水いぼ(伝染性軟属種)
- * とびひ(伝染性膿痂疹)